令和5年度(2023年度)統計調査市町村交付金取扱要項

- 1 知事が市町村に交付する国の統計調査に関する事務費の取り扱いについては、熊本県 補助金等交付規則によるほか、この要項の定めるところによる。
- 2 知事は、市町村に対し当該市町村が国の統計調査業務を執行するために必要な経費に ついて、予算の範囲内において、統計調査市町村交付金(以下「交付金」という。)を 交付するものとする。
- 3 市町村は、交付金を、当該市町村における歳入・歳出予算に計上し、統計調査業務ご とに明確に区分して経理するものとする。
- 4 交付金は、当該統計調査業務の目的以外に使用してはならない。
- 5 市町村は、当該統計調査事務に係る経費のうち、次に掲げる交付金の流用をしようとするときは、あらかじめ統計調査業務ごとに、別記第1号様式の流用承認申請書を提出し、知事の承認を得なければならない。
 - (1)報酬(指導員報酬及び調査員報酬)又は報償費を10パーセント以上増減する流 用を行うとき。
 - (2) 交付金の交付に際して示される科目以外の科目を設定し流用を行うとき。 但し、交付決定通知書に科目の記載があり交付額0円の場合はこの限りでない。
- 6 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認を要しないも のとする。
 - (1) 費用弁償を報酬(指導員報酬及び調査員報酬)に組み替えて支出するとき。
 - (2)会計年度任用職員手当を新たに設定した職員手当として、又は職員手当を新たに設定した会計年度任用職員手当として支出するとき。
 - (3)報償費(記入者報償金、報告者報奨金及び調査協力謝金に限る。)を需用費に組み替えて謝礼品を購入するために支出するとき。
 - (4)調査員業務の民間等への委託に係る経費が、自治体における規定で委託料又は役務費として執行することと定められている場合。
- 7 市町村は、各統計調査業務終了後、速やかに別記第2号様式の収支精算書を知事に提出しなければならない。ただし、あらかじめ不用額が確定している場合には、別記第3号様式により不用額を報告し、交付金の変更決定に従い年度内に返納を行うものとする。この場合における収支精算書は、返納後のものとする。
- 8 知事は、必要があると認めるときは、交付金の経理状況について調査し、若しくは資料の提出を求め、又は監査を行うことができる。
- 9 知事は、交付金の執行について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市町村に対して、その額の全部又は一部の返還を命ずることができる。
 - (1) 交付金に残額が生じたとき。

- (2) この要項その他の法令等に違反したとき。
- 10 この要項の実施細目について、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。